

動薬協会発 74号

平成26年7月1日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顕
(公 印 省 略)

獣医療法施行規則の一部改正について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。

26消安第1164号
平成26年6月26日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



獣医療法施行規則の一部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しましたので、御留意いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。



(別添)

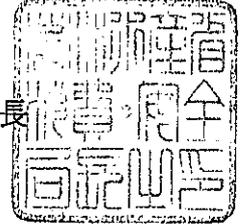



26消安第1164号

平成26年6月26日

知事 殿

農林水産省消費・安全局長



獣医療法施行規則の一部改正について

平成26年6月26日付けで、別添のとおり「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成26年農林水産省令第39号)が公布されましたのでお知らせします。

診療用放射線の防護等については、引き続き関連規程に基づき御指導いただくとともに、貴管下の関係者への周知方をお願いします。

○農林水産省令第三十九号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第五条第二項の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十六日

農林水産大臣 林 芳正

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「措置」の下に「（CTエックス線装置にあつては、第一号に掲げるものを除く。）」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

獣医療法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）

改 正 案	現 行
<p>(エックス線装置の防護)</p> <p>第八条 診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 診療施設の管理者は、撮影用エックス線装置について、第一項に規定するもののほか、次に掲げる措置（CTエックス線装置にあつては、第一号に掲げるものを除く。）を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(エックス線装置の防護)</p> <p>第八条 診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 診療施設の管理者は、撮影用エックス線装置について、第一項に規定するもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>